

## 5 職員の服務の状況

### (1) 職員の職務に係る倫理の保持の取組の状況

平成12年4月に石狩市職員倫理規程を制定し、利害関係者（市と契約を締結している者、市からの許認可等を受けている事業者など）からの金銭、物品等の贈与などの無償提供等の規制、また、利害関係者との旅行、会食等も規制し、市民からの不信を招く行為を防止し、公務への市民の信頼確保に努めています。

なお、私的な関係にある利害関係者との旅行等、利害関係者との職務上による会食については、職員倫理委員会への報告が義務付けられております。

【職員倫理委員会への報告(平成26年4月1日～平成27年3月31日)】

区分	分	報告件数
私的な関係にある利害関係者との旅行、遊技		0件
利害関係者との職務上による会食		14件
合計		14件

### (2) 職員の営利企業等従事許可の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

区分	分	申請人数	許可人数
報酬を得て事業又は事務に従事する場合 (選挙・体育指導員・児童相談所協力員)		1人	1人
自ら営利を目的とする場合 (アパート維持管理)		1人	1人
合計		2人	2人